

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(案)」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	当委員会の考え方
1	番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(案)第三条第三項について ・総務大臣に通知する場合は、事務が「前条第一項各号」に該当する場合のみでしょうか。それとも特定個人情報や情報照会者・提供者を含め「前条各項」に該当する場合でしょうか。	後者を意図するものであり、貴見を踏まえ、番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(案)第三条第三項中「前条第一項各号」を「前条各項」に修正させていただきます。